



平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部経営企画部長 淡路 英行
(TEL. 03-5979-2666)

ストックオプション（新株予約権）の株主総会付議に関するお知らせ
（SRAホールディングス第8回新株予約権）

当社は、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役等に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法第 361 条の規定に基づき、金銭でない報酬として当社取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に係る報酬枠の設定および取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法を決定することを平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に付議することを、本日、取締役会で決議いたしましたのでお知らせいたします。また、同総会において「取締役 5 名選任の件」が承認可決されますと当社取締役は 5 名となります。「ストックオプションとして取締役に割り当てる新株予約権に係る報酬枠の設定および取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が承認可決されますと、当社取締役への新株予約権の割当数は、500 個が上限となります。

当社は、過去に 6 回の新株予約権をストックオプションとして発行しておりますが、そのうち第 1 回から第 4 回のストックオプションは、第 18 期（平成 20 年 3 月期）に確定した連結損益計算書において経常利益が 38 億円以上であるということを行使条件としていました。この行使条件である目標値は達成したものの、一昨年のサブプライム問題発生後の景気収縮が上場会社の株価全般に甚大な悪影響を与えたことにより、当社の株価と第 1 回から第 4 回ストックオプションの行使価格が乖離している状況にあります。この状況を鑑み、当該ストックオプションの付与対象者で権利放棄の申出をした者に対し、代替の新株予約権（SRAホールディングス第 8 回新株予約権）をストックオプションとして発行したいと存じます。なお、発行の経緯を踏まえ、当該新株予約権の行使条件には業績連動の要素が加味されておられません。

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、執行役員、従業員のうち、第1回から第4回のストックオプションの権利放棄をした者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式260,000株を上限とする。

新株予約権1個の目的である株式の数は200株とする。

ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本定時株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- I. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- II. 新株予約権の相続は認めない。
- III. その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

(9) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、存続会社等の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

II. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I. 記載の資本金等増加限度額から上記I. に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2. 新株予約権を無償で発行する理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

(注) 上記の新株予約権の具体的な発行および割当の内容については、平成22年6月25日開催予定の当社第20回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上